

米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち
業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援
(令和4年度農林水産省予算)



「新市場開拓用米の販売拡大の取組」 実施マニュアル

令和4年6月

一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会
(全米輸)

<目次>

1. 事業趣旨	P 1
2. 事業スキーム	P 2
3. 事業実施のスケジュール	P 3
4. 事業計画の承認申請	P 4
5. 事業計画の作成時の留意点	P 5
6. 審査・採択基準	P 6、P 7
7. 補助対象となる経費	P 8
8. 計画作成実施にあたっての留意事項	P 9～P 13
9. お問い合わせ先	P 14

1. 事業趣旨

- 2020年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年に5兆円に拡大する目標が定められました。
また、2020年末に取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（以下、実行戦略）」では、輸出目標達成のために当面必要となる具体的な戦略が定められるとともに、輸出拡大の余地が大きい28の輸出重点品目を選定しており、コメ・コメ加工品関係では「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」及び「日本酒」が輸出重点品目に選定され、輸出ターゲット国・地域と輸出目標額が設定されています（※）。
- 実行戦略では、海外の規制やニーズに対応したマーケットイン輸出に取り組む事業者や産地等に対して重点的な支援等を行うとされていることから、本事業では、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」に参加する戦略的輸出事業者が産地と連携して「マーケットイン」の発想で取り組む海外市場開拓・販売拡大の取組を支援することとします。

対象品目

新市場開拓用米^(※)を原料としたコメ・コメ加工品（コメ(粒)、パックご飯、日本酒）

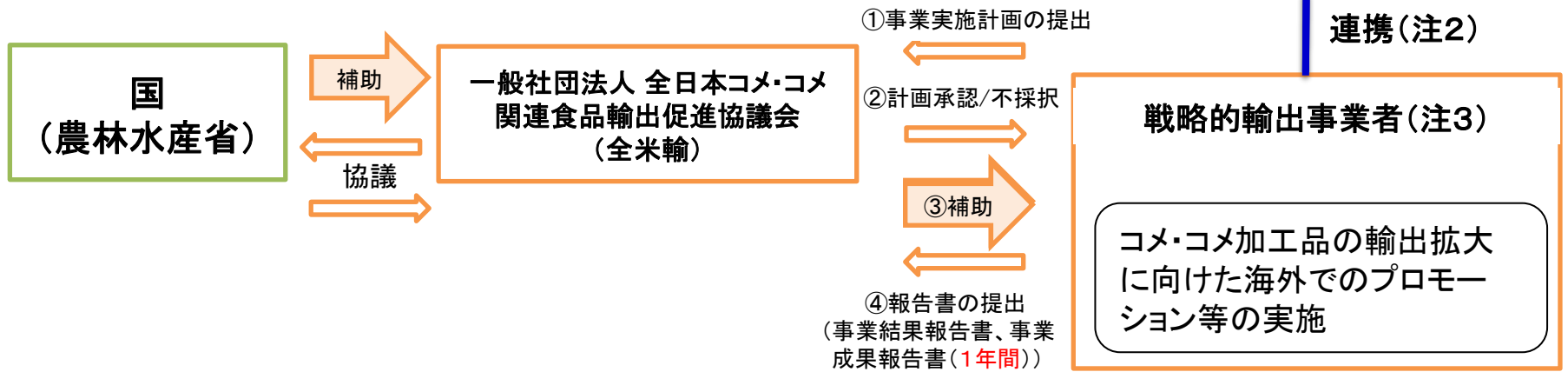
※新市場開拓用米とは、新市場開拓用として需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の1に定める新規需要米取組計画の認定を受けるものをいいます。

（注） 本事業の対象となる事業者毎の計画内容や成果等は、公表する場合があります。

2. 事業スキーム

- 公募で選定された全米輸が農林水産省の指導の下、事業計画の受付、審査、補助金の支払い等の事務を行います。
- ①戦略的輸出事業者は全米輸に事業計画を提出し、
②全米輸は実施要領の審査基準に基づき、事業計画を審査、
③農林水産省と協議の上、承認又は不採択を通知します。
- 戦略的輸出事業者は承認された事業計画の範囲内でプロモーション等、海外市場開拓のための事業を実施します。

事業スキーム



(注1) 実行戦略に基づき農林水産省HPで公表している輸出産地リストに掲げられている産地又は農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく輸出事業計画の認定を受けている産地を指します。

(注2) 採択に当たっては輸出産地及び戦略的輸出基地と連携した取組を優遇します。(詳細は6ページ参照)

(注3) 本事業の対象となる輸出事業者の要件は以下になります。

1. 農林水産省の「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」において、戦略的輸出事業者として、2025年の輸出拡大に向けた取組方針等を設定、提出済みであること。

2. 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)に登録していること。<https://www.gfp1.maff.go.jp/entry/>

3. 事業実施スケジュールについて

1. 6月に募集する取組事業区分

米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援(新市場開拓用米の販売拡大の取組)における戦略的輸出事業者と産地等が取り組む**新市場開拓用米**の需要開拓及びプロモーション

- ① プロモーション
- ② 倉敷料及び集約経費(以下「保管料支援」といいます。)

2. スケジュール

- ① **6月7日 募集開始**(戦略的輸出事業者から全米輸に対し、申請書類を提出)
- ② **7月1日 募集締切**
- ③ **7月初旬 審査**
(申請書類に不備等があった場合は連絡。事業計画の修正をお願いすることがあります。)
- ④ **7月中旬 承認/不採択通知**(決定次第順次ご連絡いたします。)

事業実施

(承認後～2023年2月末までの期間内)(注1)

(注1) 保管料支援については、令和4年

6月7日～9月30日までの間の輸出数量が対象となります。

⑤ **事業終了後1か月以内: 事業結果報告書の提出・精算手続き** (注2)

(戦略的輸出事業者から全米輸に対し、報告書・精算書類の提出)

⑥ **全米輸から事業者に補助金の支払い**

※2022年度内に報告書の承認・精算手続きが完了しない場合、補助金の支払いはできません。

(注2) (注1)の助成対象期間における結果報告は、実績数量を記載の上、輸出先国別に原則毎月分を集計の上、翌月末をメドに全米輸へ提出してください。

⑦ **事業終了年度の翌年度の7月まで: 事業成果報告書の提出**

(輸出拡大数量等の成果を全米輸に対して報告)

4. 事業計画の承認申請について

- (1) 要領に基づき、郵送、持ち込み又はメールのいずれかの手法で全米輸まで提出してください。
(メールの提出先: jimukyoku@zenbeiyu.or.jp) (※切 7 月 1 日)

【提出が必要な書類】

様式 1-1 号 : 事業計画の承認申請書のほか、

1. 戦略的輸出事業者と産地等が連携して取り組む新市場開拓用米の需要開拓及びプロモーション

- ① 別添 1 : 戦略的輸出事業者の概要
- ② 別添 2 : 事業計画 (総括表)
- ③ 別添 3 : 事業計画 (取組毎の個表) ※適宜参考資料を付してください。

2. 保管料支援

- ① 別添 1 : 戦略的輸出事業者の概要
- ② 別添 2 : 事業計画 (総括表)
- ③ 別添 4 : 保管料支援経費算出票 (※) ※別添 3 は作成不要。保管料支援を毎月申請する場合は、別添 1 及び 2 の提出は初回のみ。

- (2) プロモーションにおける事業計画 (別添 3) は個別の取組毎に作成してください。
(通しの取組番号を付けてください。)

別添 2 事業計画 (総括表) には、事業者毎の取組の全体の概要を記載してください。

- (3) 保管料支援 (別添 4) は、輸出先国別・月毎に作成してください。

〔 輸出先国別に通しの取組番号を付してください。 例 (6 月分) 取組番号①-① (米国) 取組番号②-① (香港)
例 (7 月分) 取組番号①-② (米国) 取組番号②-② (香港) 〕

- (4) 全米輸は、審査基準に基づき事業計画を審査し、農林水産省と協議の上、承認又は不採択を通知します。(審査基準については 6 ページ参照)

- (5) 事業の開始は、原則として、全米輸による事業計画の承認日以降になります。

5. 事業計画の作成時の留意事項

- (1) 別添2 事業計画（総括表）には、事業者毎の取組全体の概要を記載してください。
- (2) 別添3は個別の取組毎に作成してください。（取組番号を付けてください。）
 （例：国・地域が異なる、時期が異なる、PR対象者が異なる等により分類し、枝番は使用しない。）
- ① 取組事業区分1. 戦略的輸出事業者と産地等が連携して取り組む新市場開拓用米の需要開拓及びプロモーションについては、輸出拡大に向けた海外需要開拓・プロモーションを推進する事業ですので、海外需要開拓・プロモーションを中心に計画を作成してください。その際、事業計画は可能な限り具体的な取組方法等が分かるように記載してください。
 また、個別商品の宣伝に留まらず、できる限り「日本産コメ・コメ加工品のPR」という観点で計画を作成してください。（取引先事業者の宣伝に該当するようなプロモーションは支援の対象外です。）
- ② 取組事業区分2. 保管料支援については、13ページ以降を参照してください。
- (3) プロモーション等の実施を通じて輸出拡大を達成していくためには、実施国・地域における需要を的確に把握した上で商流の構築、強化に繋がるような取組となることが重要です。そのため、別添3の『4. 取組の具体的な内容』の記載にあたっては、(1) 取組の概要に加えて、(2) (当該国における) 輸出の現状、(3) 市場開拓方策、(4) 商流の確保について記載してください。また、(5) 過去に実施した類似の取組の概要と成果についても審査に当たっての参考とします。

項目		記載いただきたいこと
(別添3) 4. 取組の 具体的な 内容	(2) 輸出の現状	当該国における輸出の現状(実需の現状、販売先等)を記入してください。
	(3) 市場開拓方策	当該国におけるコメ・コメ加工品の消費の実態や日本食の浸透状況、商流の構築状況を踏まえて、 <u>今後どの分野(小売、EC、中食、外食(日本食、非日本食等))で市場開拓を図っていく方針なのかについて記載してください。</u>
	(4) 商流の確保	現地に至るまでの商流(輸出商社、インポーター、ディストリビューター、小売店舗等)の構築状況を記入してください。
	(5) 過去に実施した類似の取組の概要と成果 (目標に対する輸出実績など)	過去に実施した類似の取組があれば、取組の概要と実績を記入ください。

6. 審査・採択基準①

○ 審査・採択に当たっては、以下の要素を考慮します。

(詳細は実施要領別紙で確認してください。)

1. 戦略的輸出事業者と産地等が連携して取り組む**新市場開拓用米の需要開拓及びプロモーション**

- ・ 2025年に向けた輸出目標・取組方針を設定しているか。
- ・ 輸出先国における消費の実態やニーズを的確に把握しているか。
(現地のマーケットと、販売に当たってターゲットとなる者を把握しているか)
- ・ 現地に至るまでの商流は構築済みか。
- ・ 現地ニーズを踏まえた需要開拓・プロモーション手法となっており、輸出量の拡大が見込めるか。
(早期かつ大きな輸出拡大効果が見込まれる事業計画を優先的に採択します。)
- ・ 目標設定および積算は妥当なものとなっているか。
- ・ 本取組による波及効果は期待できるか。
- ・ 当該輸出先国において輸出実績を伸ばしているか。
- ・ 過去の類似の取組で成果を出しているか。
- ・ 連携する産地は、戦略的輸出基地又は輸出産地であるか。
- ・ 輸出産地又は戦略的輸出基地と連携した継続的な輸出の可能性があるか。
- ・ 輸出産地が輸出事業計画の認定を受けている場合、当該輸出事業計画において1,000トン以上の目標を掲げているか。
- ・ コメ・コメ加工品輸出拡大のためのオールジャパンでの取組に協力しているか。
(オールジャパンの取組に協力している事業者を優先的に採択します。)

7. 補助対象となる経費

	取組内容	補助率
取組事業区分1 (注1)	①需要開拓及びプロモーションに要する経費(②に該当しない場合)	1/2 ※ただし、補助対象となる範囲に注意してください。(8ページ～12ページ参照)
	②見本市・商談会への出展等 i) JETRO等が国(農林水産省、他省庁)の補助を受けて出展する国内外見本市、国内外商談会 ブース出展料 ブース出展料以外の経費 ii) 上記以外の海外見本市、国内外商談会及び国内見本市(輸出EXPO等) ブース出展料、ブース出展料以外の経費	補助なし(注2) 1/2以内 1/2以内
取組事業区分2 (注1)	③保管料支援(倉敷料、集約経費)	定額(1/2相当) (倉敷料:416円/ト、 集約経費:2,040円/ト)※ ※実際に経費負担が生じた場合に対象とします。
共通	農林水産省の他の事業で補助を受けている取組	補助対象外

(注1)取組事業区分1は、戦略的輸出事業者と産地等が連携して取り組む**新市場開拓用米の需要開拓及びプロモーション**を、取組事業区分2は、**保管料支援**をいいます。

(注2)JETRO等が他の国の補助事業を踏まえた出展料を設定している場合。なお、JETROが出展する見本市等については、原則としてJETROジャパンパビリオンに出展する場合に採択の対象とします。

8. 計画作成実施にあたっての留意事項①

項 目	留 意 事 項
事業計画の作成	<p>外部委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託を行う場合は、委託内容を明確にした上で相見積りを行い「外部発注(相見積り)調書」を提出してください。(様式3-1号関係 別添4) ・やむを得ず相見積りをせず外部委託を行った場合は、その委託先を選定した理由を「外部発注(相見積り)調書」に記載して支払申請時に添付してください。 <p>※自社以外の戦略的輸出事業者への委託費は実費精算となり、職員人件費は補助対象外(マネキン等の賃金は実費のみ対象)となります。</p>
事業計画の作成	<p>旅費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費の補助対象者は、<u>戦略的輸出事業者、生産者(輸出産地または戦略的輸出基地に限る)、取引先商社、現地ディストリビューター、招へい者(日本に招へいする場合に限る)</u>となります。 ・本事業の事業計画に無い、又は本事業の趣旨から外れる旅費(交通費、宿舍費等)、通訳費等は、補助対象外となります。 ・事業計画を超過する出張者の人数、宿舍数は補助対象外となります。
事業計画の作成	<p>事業計画の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、戦略的輸出事業者が行うプロモーション等の取組を「取組」単位で支援するものです。したがって、<u>事業計画に記載された取組内容を、全米輸の承認なく変更して実施した場合には補助対象外となります。</u> <p>(やむを得ない事情がある場合には計画変更を認めますので、実施前に全米輸へご相談ください。)</p>
事業計画の作成	<p>事業の中止又は廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない事情で申請した事業を中止又は廃止する場合は、速やかに相談してください。「コメ・コメ加工品輸出推進事業」事業計画の変更(中止又は廃止)の承認申請について(様式2-1号)を速やかに提出していただくこととなります。

8. 計画作成・実施にあたっての留意事項②

項 目	留 意 事 項
事業結果報告及び支払申請	・事業終了後1ヶ月以内に「事業結果報告(取組毎の個表)」(様式3-1号 別添1)を作成し、必要書類を添付の上、全米輸に提出してください。
支払方法	・経費は全て領収書に基づく事後精算となります。
消費税の取扱	・国内消費税相当分については補助対象外となります。
宿泊費	・国内1泊15,000円、海外一般1泊20,000円、海外指定都市(ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、パリ、モスクワ、シンガポール)1泊30,000円が一人当たりの精算上限金額となります。 ・支払申請時には領収書に併せて、利用内容がわかる明細書の添付が必要となります。 ・飲食代は補助対象外となります。(朝食が宿泊とセットで分割することができない場合を除く。)
交通費	・原則として、公共交通機関を利用してください。タクシー代、レンタカー料金、駐車料金を計上する場合は、使用した理由を「支払申請集計」(様式3-1号関係 別添2)の「備考」欄に記載してください。
交通機関のビジネスクラス、グリーン車利用	・エコノミークラス、普通特急券の運賃・料金が補助対象となります。 ・ビジネスクラス以上、グリーン車以上の利用は補助対象外です。
航空機の利用	・航空機を利用した場合、搭乗券の半券、又は搭乗レシート、搭乗証明書の添付が必要です。 ・空港利用料等の国内の消費税の課税対象については、算出した消費税額を除いて請求してください。 ・領収書、明細書の添付が必要です。区間毎に金額が分からない場合は支払うことができません。
都市交通費	・IC乗車券等の利用で領収書がない交通費については、その金額であることを証明できる資料を添付してください。
旅費その他	・PCR検査の費用(証明書発行料金を含む。)については、補助事業での相手国への入国等、真に必要なものに限ります。
会場借料	・プロモーション実施に必要な借料・賃料は補助対象となります。 ・営業活動として支出する棚代は補助対象外となります。
新商品のパッケージ代	・新商品のパッケージの版代及びプロモーションの実施を通じて販売拡大を図るコメ・コメ加工品のパッケージ代は補助対象となります。(ノベルティに類するものは補助対象外となります。)

事業
結果
報告
及び
支払
申請

8. 計画作成・実施にあたっての留意事項③

項 目		留 意 事 項
事業結果 報告及び 支払申請	謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金は、全米輸の諸謝金の支払規程に基づき支払うため、上限金額があります。計画している場合は全米輸事務局へご相談ください。 ・戦略的輸出事業者への謝金は補助対象外となります。
	賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金は、本事業の取組を実施するため新たに雇用する販売促進補助(マネキン等)に支払われる場合に対象となります。
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費は、海外の外食店・小売店、展示会等で展示・試食するコメ・コメ加工品及び展示・試食用資材(紙皿、楊子、調味料等)等の本事業で使用するものとなります。 ・法被やTシャツなどコメ・コメ加工品の輸出以外にも使用できるものや、ノベルティに類するものは補助対象外となります。
	機器・備品費、 借上げ費	<ul style="list-style-type: none"> ・機器・備品費、借上げ費は、海外の小売店、飲食店等で使用する精米機、炊飯器、食器等の使用可能期間が1年以上と見込まれるものに限り、1年以上継続して使用し、かつリース・レンタルを行うことが困難な場合に限り、購入が可能です。 ・取得単価が50万円以上の備品については、見積もり書(原則3社以上、該当する備品を1社しか扱っていない場合を除く。)やカタログ等を添付してください。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって備品を管理してください。(耐用年数は「農林畜水産業関係補助金等交付規則」(昭和31年4月30日付農林省令第18号)で確認してください。) ・耐用年数が経過しないうちに処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保提供を含む)しようとするときは、「取得財産等の処分承認申請書」(様式7号)により申請し、承認を受ける必要があります。 ・コメ輸出以外の業務にも使用できる汎用性の高いパソコン、タブレット、携帯電話、コピー機、デジタルカメラ等の機器は補助対象外となります。
	委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・支払申請時には、委託先に支払った領収書及び支払請求明細書(自由様式)を提出してください。なお、委託先が支払った領収書についても確認する場合がありますので、5年間保管してください。不適切な場合は、実施要領第9に基づき、補助金の返還を命ずる場合があります。

8. 計画作成・実施にあたっての留意事項④

項 目		留 意 事 項
事業結果 報告及び 支払申請	役務費、印刷製本費、広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に制作、印刷、製本、広告宣伝が行われたことを証明できる資料(制作物の写真、印刷物見本、広告掲出証明書、露出クリッピング資料等の実物またはコピー)を提出してください。 ・日本産米コメ・コメ加工品のプロモーションとしての効果が説明できない店舗、商品、料理等のSNS、動画作成等は補助対象外となります。(例:個別店舗の日本産米の輸出に関係のない宣伝、ビジネススペースの取引で通常発生する販促費用への代替支出など)
	送金手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業と自主事業の経費を合わせて一括送金した場合、両者を明確に分けることができないため、送金手数料について補助対象外となります。
	外貨の換算	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で現金払いする場合は、出張時「みずほ銀行」又は「三菱UFJ銀行」の外国為替相場のTTS(電信為替相場の売値)(小数点第2位)を記載し、換算してください。 ・現地通貨で送金の場合は、送金日の「みずほ銀行」又は「三菱UFJ銀行」の外国為替相場のTTSをインターネット等で確認の上、当該レートを用いて換算してください。 ・外貨から円に換算する際には、小数点以下を切り捨てて精算してください。 ・クレジットカード払いの場合は、カード会社の請求金額を用いて精算してください。
	申請できない費用	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に直接関係のない費用への充当、既存の事業費用の付け替え、値引販売原資・ビジネススペースの品代・輸送費用の補填、不動産(土地建物)取得費、既存の現地拠点の運営・費用補填、店舗の棚代、航空券アップグレード費用、査証、パスポート取得費用、海外渡航保険料等任意保険、会議用のお茶・菓子等を含む飲食代、電話代、ホテル・飛行機のWi-Fi使用料、Wi-Fiルーターレンタル料等のインターネット料金、パソコン、タブレット、携帯電話及び領収書のない費用は、申請できません。

8. 計画作成・実施にあたっての留意事項⑤

項 目		留 意 事 項
物品等の管理	物品等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・物品を国庫補助金で購入する場合、実施要領第11に基づき、本事業の趣旨に即して適切な運用を行ってください。不適切な運用(注)を行っている場合は、実施要領第11に基づき、補助金の返還を命ずる場合があります。 (注)不適切な運用の例: 購入した炊飯器を使用して外国産米100%の米のみを炊飯している、購入した精米機を使用して、外国産米のみを精米している等 ・シール等を貼り、財産管理台帳(様式6号)で管理してください。(食器を除く)
事業成果報告	事業成果の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の成果報告を、事業完了後に提出して頂く必要があります。「事業成果報告書」(様式5号)の提出期限は次のとおりです。 提出期限:2023年7月31日
その他	統一ロゴマークの使用	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象となった製品や会合の資料等には、「日本産米・米関連食品輸出促進統一ロゴマーク」を使用した上で、結果報告にて写真等を貼付してください。(使用の事実が確認できない場合、補助対象外となります。) ・本事業で統一ロゴマークを使用する場合は、使用料は無料です。
その他	問題発生時の報告 ・ 情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的輸出事業者は、本事業の活用により支援を受けて行う取組のためのコメ・コメ加工品の輸出に当たり、輸出先国の植物検疫や食品衛生に係る規制に関係する可能性のある問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、速やかに報告をしてください。 また、本事業の活用により支援を受ける戦略的輸出事業者は、支援を受けることとなる取組の内容にかかわらず、上記問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、情報提供を行ってください。

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領のうち新市場開拓用米の販売拡大の取組について

事業の目的

海外の業務用需要等の大ロット※が見込まれる新たな市場開拓に取り組む新市場開拓用米の買受事業者を支援することにより、新市場開拓用米の販売拡大に貢献することを目的とする。

※ 業務用需要等の大ロット…業務用のみならず、量販店などへ大ロットで輸出する場合も支援の対象とします。

補助対象

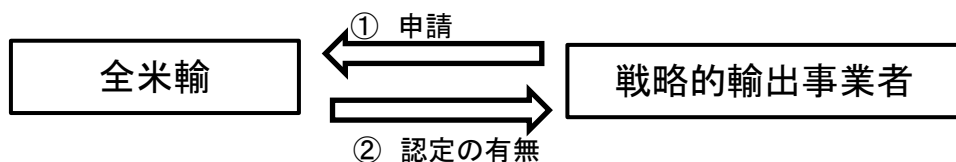
取組内容	補助対象経費	補助率
戦略的輸出事業者と産地等が連携して取り組む新市場開拓用米の需要開拓及びプロモーション	旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、輸送費、機器・備品費、借上げ賃	1/2以内
	倉敷料及び集約経費(以下「保管料支援」といいます。)	定額(1/2相当) 〔倉敷料:416円/トン 集約経費:2,040円/トン〕

事業スケジュール

- ① 全米輸がKKP戦略的輸出事業者へ応募開始 (令和4年6月7日)
- ② 保管料支援の見込み数量の申請締め切り (令和4年7月1日)
- ③ KKP個社支援申請締め切り (別途募集します)
- ④ 保管料支援の支払申請

支援対象期間 令和4年6月7日～9月30日までの間の輸出数量 支払申請締め切り 令和4年10月末

手続きの流れ



■ 以下の①～③のすべて申請、又は①のみ、若しくは②、③のセットでの申請ができます。

- ① プロモーション支援(KKPの個社支援と同じ)
- ② 倉敷料
- ③ 集約経費

(注)③については実際に経費負担が生じた場合に対象

保管料支援及び集約経費支援のイメージについて

保管料支援

- ① 前年度の1か月の平均販売数量
- ② 本年度の当月分の販売数量
- ③ $② - ① = \text{支援対象数量} \times \text{定額の単価}(1/2\text{相当}:416\text{円/トン}) = \text{支援金額}$

申請に当たっての留意点

- ※ 1 売買契約書等において、生産者等から申請者(戦略的輸出事業者)に所有権が移転しているものが対象。(自社で保管料を負担した新市場開拓用米が対象。)
- ※ 2 申請に当たっては国別に提出してください。
- ※ 3 ①、②については、年産、産地・銘柄、取引先(輸出先国名)、販売年月日(輸出年月日、間接輸出の場合は引渡年月日が確認できる書類)などが記載された根拠資料(販売伝票、インボイス等)を添付。
なお、ひとつの書類にすべての情報が記載されていない場合は、不足する情報を補完できる書類を添付してください(農政局等へ提出した輸出届出書+補完資料)。
- ※ 4 複数月分の販売(輸出)を1回で行う行う場合は、1か月当たりの販売数量に換算して各月の欄に記載。
- ※ 5 助成対象期間は、令和4年6月～9月とします。

集約経費支援

- ① 産地倉庫(JA等) → 営業倉庫(※)へ集約した数量
- ② $① \times \text{定額の単価}(2,040\text{円/トン}) = \text{支援金額}$

※ 保管料を負担している倉庫(自前倉庫、民間委託倉庫等)への移送が対象です。

申請に当たっての留意点

- ※ 1 生産者等から申請者(戦略的輸出事業者)に所有権が移転しているものが対象。(4年度において、自社で運送料を負担した新市場開拓用米が対象)
- ※ 2 また、産地の保管スペースを確保するために自社で移送した新市場開拓用米が対象。(平年は発生していない経費を対象とします)
- ※ 3 ①については、年産、産地・銘柄、産地の保管場所、集約先の保管場所などが記載された根拠資料(運送伝票等)を添付。
- ※ 4 ①については、上記保管料支援数量の内数とします。

優先して採択するもの

採択に当たっては、

- ① 輸出先国別に申請のあったものの中から、当年度の販売量（輸出量）が前年度と比べ大幅に増加する見込みである申請者（戦略的輸出事業者）を優先して採択。
- ② 支援対象期間（6月7日～9月30日）の取組で、予算の範囲内で費用対効果の高いものから順番に採択。

申請様式

取組番号〇（国名： ）
別添4（様式1-1号・様式2-1関係） ※申請の際は、見込み数量を記載の上、輸出先国別に提出すること。

戦略的輸出事業者と産地等が連携して取り組む新市場開拓用米の 需要開拓及びプロモーションの推進のための 新市場開拓用米の販売拡大に伴う経費算出票(国費助成分)

1 新市場開拓用米の契約数量及び販売数量 前年度欄 当年度欄

(令和〇年〇月〇日時点、単位:トン)

	〇年産	〇年産	〇年産	〇年産
契約数量				
販売数量				

(※) 当年産及び過去4年分について実績数量を記載すること。なお、当年産について実績数量での整理が困難な場合は、見込み数量を記載することとし、「〇年産見込み」とすること。なお、記載した数量の根拠となる資料を添付すること。

前年度と比較して増加する見込み

2 事業実施期間開始年の前年度1年間における新市場開拓用米の1か月の平均販売数量

取組先:
① (キログラム)

(※1) 販売数量は、事業者が所有権を有している新市場開拓用米の実業者への販売数量を指す。
(※2) 年産、産地・銘柄、取引先、販売年月日など根拠資料を添付すること。

前年度と比較して増加する見込み

3 倉敷料助成額

助成対象期間	取組先の新市場開拓用米の販売数量 ②	助成対象数量 ③=②-①	単価 ④	倉敷料助成額 ⑤=(③+1000)×④
令和〇年〇月	(キログラム) 年産: 産地・銘柄:	(キログラム)	(円/トン) 416	(円)
計				

(※1) 助成対象期間については、必要に応じて月ごとの欄を追加すること。
(※2) 自社で保管料を負担した新市場開拓用米が対象。また、他の事業で類似の補助金等の支援を受けているものは対象に含めないこと。
(※3) ②欄の取組先の新市場開拓用米の販売数量については、年産・品種名を記載すること。
年産等が複数ある場合は、別業にして記載し、添付すること。
(※4) 複数月分の販売を1回で行う場合は、1か月当たりの販売数量に換算して各月の欄に記載すること。
なお、根拠資料に複数月分の販売量であることを記載しておくこと。
(※5) 年産、産地・銘柄、取引先、販売年月日などが記載された根拠資料を添付すること。

4 集約経費助成額

	助成対象数量 ⑥	単価 ⑦	集約経費助成額 ⑧=(⑥÷1,000)×⑦
	(キログラム) 年産: 産地・銘柄:	(円/トン) 2,040	(円)
合計			

(※1) ⑥欄の助成対象数量については、「3 倉敷料助成額」②欄の取組先の新市場開拓用米の販売数量の内数とし、実際に費用負担が生じた場合のみ支援対象とする。

年産、産地・銘柄を記載すること。年産等が複数ある場合は、別業にして記載し、添付すること。

(※2) 自社で運送料を負担した新市場開拓用米が対象。また、他の事業で類似の補助金等の支援を受けているものは対象に含めないこと。

(※3) 年産、産地・銘柄、産地の保管場所や集約先の保管場所などが記載された根拠資料を添付すること。

(※4) ⑧欄の集約経費助成額の算出に当たっては円未満を切り捨てること。

5 国費助成額合計

3 倉敷料助成額	(円)
4 集約経費助成額	
合計	

輸出事業者から全米輸への申請について ①

応募申請

- ① 戦略的輸出事業者は、令和4年7月1日までに全米輸へ輸出先国別に見込み数量を記載した算出票（様式1-1号（別添4））を提出してください。
- ② 申請を受けた全米輸は、交付のあった予算の範囲内で費用対効果の高いものから優先して採択します。
- ③ 全米輸は、採択された戦略的輸出事業者に対し、採択となった旨を通知します。

毎月の申請

- ① 採択となった戦略的輸出事業者は、当月分の実績が確定した時点で次の書類を毎月全米輸にメールにて提出してください。なお、集計台紙（様式3-1号（別添5の別紙））については、申請月ごとに輸出先国別に集計してください。
 - ア 算出票（様式3-1号 別添5）
 - イ 集計台紙（様式3-1号 別添5（別紙））
 - ウ 根拠資料
- ② 支援対象は、令和4年6月7日から9月30日までの間の倉敷料及び集約経費とし、9月分については令和4年10月末までに全米輸へ提出してください。

輸出事業者から全米輸への申請について ②

書類の提出方法

取組番号〇（国名： ）
別添5（様式3-1号関係） ※補助対象期間における結果報告は、実績数量を記載の上、輸出先国別に原則毎月全米輸の申請と併せて提出してください。

戦略的輸出事業者と産地等が連携して取り組む新市場開拓用米の需要開拓及びプロモーションの推進のための新市場開拓用米の販売拡大に伴う経費算出票（国費助成分）

1 新市場開拓用米の契約数量及び販売数量

（令和〇年〇月〇日時点、単位トン）

	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
契約数量				
販売数量				

（注）〇〇年度及び過去4年度分について実績数量を記載すること。なお、当該年度について実績数量での開拓が困難な場合は、見込み数量も記載すること。（〇〇年度実績はみ）とすること。なお、記載した数量の根拠となる資料も添付すること。

2 事業実施期間開始年の前年度1年間における新市場開拓用米の1か月の平均販売数量

取組先：
①
（キログラム）

（注）1）販売数量は、事業費支出総額を算出したる新市場開拓用米の数量への販売数量を指す。
2）年度：産地・銘柄・取引先、販売年月日を併記して記載すること。

3 国費助成分額

取組対象期間	取組先の新市場開拓用米の販売数量	取組対象数量	単価	国費助成分額
	①	②=①×③	④	⑤=②×④×1000×⑤
令和〇年〇月	（キログラム） 注：産地・銘柄： 注：産地・銘柄：	（トン）	（円/トン）	（円）
			410	
計				

（注）1）取組対象期間については、必要に応じて月ごとの欄も記載すること。

※ 戦略的輸出事業者は、以下のセットを国別にPDF化したものを毎月全米輸へメールにて提出してください。

別添5 別紙（様式3） 輸出先国別に提出

新市場開拓用米の販売拡大の取組について（集計台紙）
（令和4年6月分）

取組番号②-①（国名：香港）

証拠書類 No.	輸出年月日（引渡年月日）	年産	産地	銘柄	販売数量（キログラム）
1	2022/6/10	R2年産	新潟県	コシヒカリ	48,000
2	2022/6/20	R2年産	石川県	コシヒカリ	48,000
3	2022/6/30	R2年産	北海道	ななつぼし	48,000
合計					144,000

〇月〇日
輸出分
根拠資料

〇月〇日
輸出分
根拠資料

〇月〇日
輸出分
根拠資料

算出票（様式3-1号 別添5）

集計台紙（様式3-1号 別添5（別紙））

根拠資料

交付金の支払い

- ① 全米輸から申請者（戦略的輸出事業者）への補助金の支払いは、令和4年11月以降にまとめて行うこととします。
- ② ただし、提出のあった算出票（様式3-1号（別添5））のうち、前年度の1か月の平均販売数量を下回った月があった場合は、精算する際に調整を行うこととします。

9. お問い合わせ先

一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会(全米輸)

〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町15-15

電話 03-5643-1720

Email: jimukyoku@zenbeiyu.or.jp



JAPAN RICE AND RICE INDUSTRY
EXPORT PROMOTION ASSOCIATION